

株式会社道北エナジー

「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価準備書」に係る知事意見

令和5年(2023年)2月2日付け

経済産業大臣宛て

本事業は、稚内市及び宗谷郡猿払村の約2,380.7haの対象事業実施区域に、出力最大155,800kW(単機出力約4,000~5,000kW、最高高さ159m、ローター直径130mの風力発電機最大38基)の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、希少猛禽類等の重要な鳥類の生息が確認されているほか、海ワシ類の主要な移動経路が確認されるなど、これら重要な鳥類の生息等への著しい影響が懸念される。また、同区域には、重要な植物種であるオクエゾサイシンや、自然度の高い植生であるエゾマツトドマツ群集などが確認されていること、同区域のほぼ全域が保安林であることに加え、植生の回復が困難な地域であることから、こうした重要な植物種及び重要な群落等への影響が懸念される。さらに、同区域の北側には重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形が分布しており、重要な地形への影響が懸念される。加えて、同区域周辺には、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響も懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

## 1 総括的事項

### (1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とはいえない項目があり、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない。また、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがある。

このため、地域の状況に精通した複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。その結果、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、風車の配置の変更や事業規模の縮小など事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避又は低減すること。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減のための措置を最優先とし代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### (2) 調査実施時期について

本事業における動植物や生態系の調査は、平成29年以前に行われており、4年以上が経過しているが、専門家ヒアリングや平成29年及び令和2年に実施された表層崩壊などの有無を把握するための現地確認結果から、調査時の動植物相に大きな変化はないとしている。しかし、道北地方で調査を行っている専門家から鳥類の営巣状況の変化の可能性が指摘されるなど、調査時と現在では動植物の生息・生育状況等が変化していることが懸念される。

このため、追加の現地調査を実施する等により適切に現況を把握した上で動物、植物及び生態系に対する影響について、改めて予測及び評価を実施すること。

(3) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、誤記等を排除し正確かつ一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(4) 関係市村との協議について

稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を、猿払村では「猿払村風力発電施設設置に係るガイドライン」を定めていることから、関係市村と協議を行い、その経過と結果を反映した上で、評価書に記載すること。

(5) 準備書の公開について

本準備書については、住民等との相互理解の促進などの観点から、印刷やダウンロードを可能とすることや、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することなどにより、利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

(1) 地形及び地質

対象事業実施区域の北側に分布している重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形については、土地の改変率が小さいことなどから大きな影響はないと予測しているが、改めて、改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置を確実に実施することにより、影響の回避及び低減に努めること。

(2) 動物

ア コウモリ類の高高度調査について、バットディテクター調査結果において区域内の確認例数が少ないこと等から、実施されていないが、コウモリ類の生息状況を十分に把握できていないおそれがあり、影響の予測及び評価の妥当性が確認できないものとなっている。このため、専門家等の意見を聴いた上で、追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集し、改めて予測及び評価を実施すること。

イ オジロワシについて、風車設置予定位置を主要な移動経路として利用していないこと、対象事業実施区域周辺の既設風車で衝突が発生している範囲を同区域から除外していることから、ブレードへの接触が生じる可能性は低いと予測しているが、年間衝突数の推定結果は、合計で最大 0.299 回と高い数値であり、本種の生息への著しい影響が懸念される。このため、専門家等の意見を聴いた上で影響が回避又は十分低減されるよう風車配置を再検討するなど、適切な環境保全措置を講ずること。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査における死骸調査の手法及び調査に基づく衝突個体数の推定は、死骸の見落としや他の動物による持ち去り、植物や積雪の影響などによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、適切な実態把握のための十分な頻度及び体制で実施するとともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなど科学的に検証可能な方法で実施して、その妥当性を確保すること。

その上で、重大な影響が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえて、バードストライク及びバットストライクのリスクの高い時期に風車の稼働制限を行うことや、コウモリ類に配慮してカットイン風速を上げることなど、環境保全措置の実施について検討すること。

エ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の

風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされるバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなどを通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。

このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

### (3) 植物

ア 変更区域で確認されている植生自然度9に分類されるエゾマツトドマツ群集やトドマツーミズナラ群落について、変更区域外に多く残存するため影響は小さいと予測しているが、その十分な科学的根拠が示されていない。また、当該地域は植生の再生に非常に長期間を要する地域であり、重要な群落への影響が懸念される。このため、変更をできるだけ避けるなどの環境保全措置の確実な実施により、改めて影響の回避及び低減に努めること。

イ 変更区域内で生育が確認されている重要な植物種であるオクエゾサイシンについて、影響の低減のために代償措置として移植を実施することとしているが、その生育地を変更区域から除外することによる影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

ウ 対象事業実施区域では、外来植物であるフランスギクが確認されているため、造成により生じた切盛法面の適切な緑化や、工事用車両入出場時の散水、タイヤ洗浄など分布域の拡大防止措置の確実な実施に努めるとともに、事後調査時に同区域内で本種の分布域の拡大が確認された場合は、侵入状況に応じて調査範囲を広げることなどにより生息状況を把握した上で、刈り取り等のさらなる拡大防止措置の実施を検討すること。

### (4) 生態系

上位性の注目種として選定したオジロワシについて、騒音による餌資源の逃避・減少の影響は餌場環境と対象事業実施区域との隔離が確保されていることから小さいと予測されているのみであることから、食物連鎖関係を通じた定量的な影響の予測がされていない。また、餌種である水鳥類は渡りや移動分散などにより同区域及びその周辺を利用する可能性があるが、それら餌種の逃避・減少の影響の予測がされていない。

このため、評価書においては科学的根拠を明らかにした上で、注目種の選定経緯や餌資源の逃避・減少の影響を詳細に分かりやすく記載するとともに、必要に応じて注目種の変更を行い、改めて適切な方法で調査、予測及び評価を実施すること。

### (5) 廃棄物等

残土について、およそ 18 万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の発生土を、対象事業実施区域内に4箇所設置する残土置場で処理することとしているが、残土置場は保安林であり、その周辺には自然度の高い植生が分布していることから、造成計画を見直し、残土の発生抑制に努めるなど、環境保全に十分に配慮すること。